

各 位

会社名 バルテス・ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 田中 真史  
(コード番号: 4442 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役 西村 祐一  
(TEL. 06-6534-6570)

### 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社子会社の取締役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

#### 記

##### 1. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社子会社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の1.03%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、本新株予約権の発行によりその目標が達成されることは、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識していること、また本新株予約権の行使時においては当社が保有する自己株式を充当する予定であることから、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

## 2. 新株予約権の発行要領

### (1) 新株予約権の名称

バルテス・ホールディングス株式会社 第5回新株予約権

### (2) 新株予約権の内容及び数

#### ① 新株予約権の数

2,218 個

#### ② 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 221,800 株を新株予約権の目的となる株式数とする。

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式（自己株式を予定している）100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行にかかる取締役会日の前取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である、金 428 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社の普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年3月31日から2026年4月30日までとする。

⑤ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

i) 本新株予約権者は、2025年2月1日から2026年1月31日まで（以下、「来期」という。）のタビュラ株式会社（以下、「対象会社」という。）のEBITDAが、次の各号に掲げる条件（以下、「行使条件」という。）を満たしている場合に、(a)～(d)号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として本新株予約権を行使できる。

(a) 来期のEBITDAが175百万円以上の場合：行使可能割合 4分の1

(b) 来期のEBITDAが200百万円以上の場合：行使可能割合 4分の2

(c) 来期のEBITDAが225百万円以上の場合：行使可能割合 4分の3

(d) 来期のEBITDAが250百万円以上の場合：行使可能割合 4分の4

なお、上記のEBITDAの判定においては、対象会社の決算後の監査済み損益計算書を参照するものとし、決算期の変更があった場合も決算後に同期間で集計を行うものとする。

また本EBITDAの算出においては、当社グループへの参画によって新たに発生するコスト及びグループ間取引について、本新株予約権者の同意の上で適切な調整を行うものとする。

その他会計基準等の変更等によって参照すべきEBITDAの概念に重要な変更があった場合、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、各新株予約権者の保有する本新株予約権のうち、行使可能割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端

数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使出来るものとする。

- ii) 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、対象会社の取締役または従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- iii) 本新株予約権者が対象会社の取締役または従業員でありながら亡くなった場合、相続人は本新株予約権を相続することはできない。
- iv) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- v) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受けるものとの間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### ⑧ 新株予約権の取得事由

- i) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画またはそれら以外で当社の株式が上場廃止となる事由（以下、「上場廃止事由」という。）について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。但し、かかる株主総会の承認日（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議の日）の前日において上記⑦新株予約権の行使の条件 i) に定める行使条件を満たしている場合は、新株予約権者は、かかる合併契約に基づく合併、分割契約もしくは分割計画に基づく会社分割、株式交換契約に基づく株式交換もしくは株式移転計画に基づく株式移転の効力発生日の前日、または（上場廃止事由の場合については）上場廃止日の前日までに限り、本新株予約権を行使することができる。
- ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑦新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### ⑨ 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記②に準じて決定する。
- iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案

のうえ、上記③で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記⑨iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

v) 新株予約権を行使することができる期間

上記④に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記④に定める行使期間の末日までとする。

vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑤に準じて決定する。

vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii) その他新株予約権の行使の条件

上記⑦に準じて決定する。

ix) 新株予約権の取得事由及び条件

上記⑧に準じて決定する。

x) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

⑩ 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、1,001円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

(4) 新株予約権の割当日

2025年1月9日

(5) 新株予約権と引換えに払込む金銭の払込期日

2025年1月9日

(6) 申込期日

2025年1月6日

以上